

認定看護師会だより

No. 143



今回は「院内で取り組む退院支援・退院調整」についてお話をさせていただきます。

退院調整看護 院内認定看護師:赤堀崇代(PHS:3250)

【なぜ、退院支援・退院調整が必要なのか】

医療機関の機能分化が進み、患者はその病期に応じて複数の医療機関や施設を移動しながら、必要な医療や看護・介護を受けることになりました。その際、重要になるのが切れ目のない医療提供です。退院支援や退院調整は、こうした背景からその重要性が指摘され、2006年度診療報酬改定で評価されました。

当院でも、2006年に退院支援システムを構築し、退院支援を開始しています。現在は、地域医療連携センター 地域医療連携室の退院調整看護師4名とMSW3名で各2病棟を担当し、訪問看護師と連携した療養への移行支援となる退院支援を提供しています。

【退院支援の現状・課題】

* 家族は面会ができないため、入院中の様子や退院後の療養生活をイメージすることが困難

* 退院困難な要因 (表1参照) の増加や支援内容の多様化・複雑化
障害者(児)、生活困窮者、ヤングケアラー、身寄りがいない・虐待・判断能力がない・もしくは不十分等の問題を抱えている

そのため



転院や施設入所の相談を始めると、当院入院中に最終的な療養先の目途をつけること、金銭的管理ができるような準備をすること、制度の申請等の調整を求められています。

退院困難な要因 (入退院支援加算1対象患者)

- 2022年度 診療報酬改定で対象患者を追加
- ア 悪性腫瘍、認知症又は誤嚥性肺炎等の急性呼吸器感染症
 - イ 緊急入院
 - ウ 要介護認定が未申請
 - エ 虐待を受けている又はその疑いがある
 - オ 生活困窮者
 - カ 入院前に比べADLが低下し、退院後の生活様式の再編が必要
 - キ 排泄に介助を要する
 - ク 必要な養育又は介護を十分に提供できる状況にない
 - ケ 退院後に医療処置が必要
 - コ 入退院を繰り返している
 - ④ 長期的な低栄養状態になることが見込まれる
 - ⑤ 家族に対する介助や介護等を日常的に行っている児童等
 - ⑥ 児童等の家族から、介助や介護等を日常的に受けている
 - セ その他、ア～セに準ずると認められる場合

表1

2022年度、訪問看護退院調整委員会で、患者を含め市民が多職種による支援を受けながら、在宅療養が可能であることを周知する活動を推進する目的で「入院時から始まる退院支援ポスター」を作成しました。エントランスホールと入院支援センターに掲示しましたので、是非ご覧ください。

当院は、急性期病院を担っています。患者が安心・安全に治療を受け、住み慣れた地域・暮らしの場・療養生活の場に移行できるよう、治療と並行した退院支援の提供がますます重要となっています。退院調整看護師とMSWだけでは退院支援・退院調整を行うことはできません。今後は、より一層左記のポスターのように、患者を取り巻く多職種で情報交換・情報共有を行い、統一した退院目標をもって退院支援・退院調整を行っていきましょう!